

EMS 機器導入促進助成金交付要綱

平成 18 年 4 月 27 日 制 定

令和 7 年 4 月 1 日 最終改正

公益社団法人 岩手県トラック協会

(事業趣旨)

第 1 条 公益社団法人岩手県トラック協会（以下「岩ト協」という。）は、エコドライブを計画的かつ継続的に実施し、その運行状況について客観的評価や指導を一体的に行うエコドライブ管理システム（以下「EMS」という。）の普及を図るため、EMS 機器（以下「機器」という。）導入を実施する貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(助成対象)

第 2 条 岩ト協会員事業者（以下「会員」という。）で入会から 6 ヶ月以上経過し、且つ会費の未納等のない事業者であること。又は会員以外で岩手県内の全ての営業所が公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）の行う安全性評価事業において「安全性優良事業所」と認定され、且つ岩手県内の全ての営業所が岩手県貨物自動車運送適正化事業実施機関の実施する巡回指導において直近の総合評価「A」の事業者（以下「認定事業者」という。）であること。

(対象機器)

第 3 条 助成対象機器としての適否の判断基準は、全ト協の定める別紙「EMS 機器対象機器一覧」を基準とする。但し、1 台で EMS 機能とドライブレコーダー機能を備えている場合は、「運行管理連携型ドライブレコーダー」として取り扱うものとする。

(助成額)

第 4 条 1 台あたり機器本体購入価格の 3 分の 2（千円未満切捨て）とし、上限額を 10,000 円とする。但し、1 事業者において EMS 機器及びドライブレコーダー機器を合わせて 20 台を上限とし、車両台数が 20 台に満たない場合には、年度当初の会員名簿記載の車両台数を上限とする。

2、国等からの補助金が交付された機器については助成しない。

3、取付費用、管理費用及び消費税については対象外とする。

4、中古品、レンタルの場合は対象外とする。

5、ドライブレコーダーと一体型になっている機器については「ドライブレコーダー機器導入促進助成」に該当するものとする。

(申請期間)

第5条 対象機器を買い取り（一括、割賦）、またはリースで新たに装着した当該年度の4月1日から翌年2月20日（締切日が土日祝日の場合は、直前の平日）までとする。また、申請期間内に装着したことが確認できる書類（領収書等、リースの場合はリース開始日または物件借受日が記載されているリース契約書、割賦購入の場合は引渡日等が記載されている割賦販売契約書）を提出することとする。また、機器は申請期間内に装着し、かつ代金の支払いが完了するものとする。

但し、期間内であっても予算に達した場合は、その時点で申請受付を終了するものとする。

(申請方法)

第6条 事業者は、様式1「助成金交付申請書（兼請求書）」、様式2「機器別請求内訳書（兼装着証明書）」、様式3「誓約書」、当該機器を装着した車両の自動車検査証記録事項の写し、対象機器のメーカー名・型式・購入単価が記載された請求書（リースの場合は見積書でも可）の写し、支払いを証する書類として領収書の写し（領収書が入手できない場合には、銀行振込明細書（※1）、又はインターネットバンキング決済完了画面（※2）等の写しリースの場合はリース開始日または物件借受日が記載されているリース契約書の写し、割賦購入の場合は引渡日等が記載されている割賦販売契約書の写し）を添付し、岩ト協に申請する。

なお、上記申請書類で要件の確認が出来ない場合は、別途確認できる書類を求める場合がある。

※1 銀行振込明細書の写しは、金融機関等の出納印が押印されている振込受付書、又は利用明細書を添付することとし、支払い事業者名（助成金申請事業者名）、請求者名（振込先名）、支払い日付、金額などの必要事項が記載されているものとする。

※2 インターネットバンキング決済完了画面の写しは、振込データの受付明細、並びに出入金明細等の引落が確認できる書類の両方を添付することとし、支払い事業者名（助成金申請者名）、請求者名（振込先名）、支払い日付、金額などの必要事項が記載されているものとする。

(助成金の交付)

第7条 岩ト協は、事業者から前条の交付申請書の提出があったときには、速やかにその報告を審査のうえ、申請月の翌月以降に事業者に助成金を交付する。但し、年度末は適宜助成金を交付する。

(助成金の返還)

第8条 岩ト協は、事業者がこの要綱その他岩ト協が定める事項に違反したとき、又は虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

2、前項の規定により返還を命じられた事業者については、岩ト協が行う助成事業のすべてに係わる申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(財産の処分制限)

第9条 事業者は、交付対象となった機器の装着日から起算して3年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ岩ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(附則)

1. 本要綱は平成18年4月27日より適用する。
2. 平成19年4月25日一部改正
3. 平成20年4月21日一部改正
4. 平成21年4月21日一部改正
5. 平成22年4月26日一部改正
6. 平成29年4月1日一部改正
7. 令和2年4月1日一部改正
8. 令和3年4月1日一部改正
9. 令和4年4月1日一部改正
10. 令和5年4月1日一部改正
11. 令和6年4月1日一部改正
12. 令和7年4月1日一部改正